

平成30年3月

鈴鹿亀山地区広域連合議会定例会議録

平成30年3月29日 開会

平成30年3月29日 閉会

鈴鹿亀山地区広域連合議会

## 鈴鹿亀山地区広域連合議会定例会会議録

平成30年3月29日鈴鹿市議会第1委員会室において鈴鹿亀山地区広域連合議会定例会を開く。

### 1 出席議員

1 番	船 間 涼 子	2 番	平 野 泰 治
3 番	平 畑 武	4 番	今 岡 翔 平
5 番	橋 詰 圭 一	6 番	森 美和子
8 番	宮 崎 勝 郎	9 番	後 藤 光 雄
10 番	中 村 浩	11 番	服 部 孝 規
12 番	宮 木 健		

### 1 欠席議員

7 番	大 窪 博
-----	-------

### 1 出席者の職氏名

広域連合長	末 松 則 子
副広域連合長	櫻 井 義 之
事務局長	市 川 俊 彦
総務課長	辻 村 俊 孝
介護保険課長	山 中 辰 弥
総務課副参事	坂 卓 弥
総務課副参事	岡 村 智 子
総務課副参事兼 鈴鹿亀山消費生活センター所長	中 川 勝 規
介護保険課主幹兼管理グループリーダー	前 川 亘
介護保険課主幹兼認定グループリーダー	藤 本 泰 子
介護保険課副参事兼給付グループリーダー	伊 藤 貴 子
介護保険課副参事兼指導グループリーダー	竹 内 秀 幸

### 1 議会書記

総務課	武 本 真 樹
-----	---------

## 1 会議の事件

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 議案第 1号 平成29年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計補正予算  
(第1号)

議案第 2号 平成29年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別  
会計補正予算(第3号)

議案第 3号 平成30年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計予算

議案第 4号 平成30年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別  
会計予算

議案第 5号 鈴鹿亀山地区広域連合指定居宅介護支援等の事業の人  
員及び運営に関する基準等を定める条例の制定につい  
て

議案第 6号 鈴鹿亀山地区広域連合介護保険条例の一部改正につい  
て

議案第 7号 鈴鹿亀山地区広域連合指定地域密着型サービスの事業  
の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部  
改正について

議案第 8号 鈴鹿亀山地区広域連合指定地域密着型介護予防サービ  
スの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介  
護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援  
の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第 9号 鈴鹿亀山地区広域連合指定介護予防支援等の事業の人  
員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防  
のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条  
例の一部改正について

日程第 5 請願第 1号 第7期介護保険料基準額の引き下げを求める請願

日程第 6 一般質問

○議長（宮木健 議員）

おはようございます。定刻少し前ではありますが、そろわれましたので、開催したいと思います。

それではただいまから、平成30年3月鈴鹿亀山地区広域連合議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は11名で、定足数に達しております。

なお、本日、鈴鹿市選出の大窪博議員より欠席届が提出されておりますので、御報告いたします。

本日の議事日程は、過日、送付いたしましたとおりでございますので、御了承をお願いいたします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（宮木健 議員）

橋詰議員。

○橋詰圭一 議員

動議があります。発言してよろしいでしょうか。

○議長（宮木健 議員）

はい。

○橋詰圭一 議員

私は、議事日程について異議があつて、動議を提案させていただきます。

請願第1号ですけれども、介護保険料基準額の引き下げを求める請願書は、今議会上程されている議案第4号介護保険事業特別会計並びに議案第6号介護保険条例の一部改正にかかわる請願であり、議案4号及び6号が裁決された後では、請願の審議自体が無意味になります。

よって、議事日程第4の上程議案の審議の前に請願第1号の審査を行うべきだと考え、動議を提案いたします。よろしく申し上げます。

○議長（宮木健 議員）

橋詰議員から動議が出ましたので、まず、その日程の順序を変更し、日程第5、請願第1号 第7期介護保険料基準額の引き下げを求める請願を先に先議することと御同意の方の挙手をお願いいたします。

〔同 意 者 挙 手〕

○議長（宮木健 議員）

日程第5、請願第1号 第7期介護保険料基準額の引き下げを求める請願を先議することの動議が提出されまして、この動議は1名以上の賛成者がありますので、成立いたしました。

それでは、この動議に対し、変更し、日程第5、請願第1号 第7期介護保険料基準額の引き下げを求める請願を先議することの動議を議題として裁決いたします。

この動議のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛 成 者 挙 手〕

○議長（宮木健 議員）

挙手半数であり、可否同数であります。

よって、地方自治法第116条第1項の規定により、議長が動議の裁決をいたします。

議長は否決すべきと裁決いたします。

よって、この動議を否決させていただきます。

それでは、本日の議事日程は、過日送付のとおりで進めさせていただきます。

これより本日の会議を開きます。

まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員には、会議規則第35条の規定により、議長において、今岡翔平議員、宮崎勝郎議員を指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日といたします。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮木健 議員）

異議ないものと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

次に、日程第3，諸般の報告をいたします。

本日の議案説明員の職・氏名を一覧表にして、お手元に配布しておきましたから、御了承願います。

次に、例月出納検査の結果をお手元に配布しておきましたので、御了承願います。

次に、日程第4，議案第1号 平成29年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計補正予算（第1号）から、議案第9号 鈴鹿亀山地区広域連合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてまでを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

○広域連合長（末松則子 君）

おはようございます。本日は、鈴鹿亀山地区広域連合議会の3月定例会を招集しましたところ、議員の皆様におかれましては、何かとお忙しい中、御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。何とぞ、よろしく願いを申し上げます。

それでは、本定例会の開会に当たり、平成30年度の施政方針について申し述べます。

国の総人口は減少しているものの、医療の進歩による平均寿命の延伸等により、団塊世代が75歳以上となる2025年に向けてさらに高齢化が進むことが予測され、これに伴う介護給付費の増加、介護従事者不足、医療と介護の連携、認知症高齢者の増加などが大きな課題となります。

こうした中、国においては、地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進に向

け、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、「我が事・丸ごと」による地域共生社会の実現を図るとともに、持続可能な制度とすべく所要の制度改革が行われています。

このような動向も踏まえ、このほど高齢者やその家族が住みなれた地域で、安心して暮らすことができるよう、「いつまでも自分らしく暮らせる長寿社会の創造」を基本理念に掲げた第7期鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業計画を策定しました。今後、広域連合では、計画に掲げた取り組みが円滑に推進できるよう、精いっぱい努力させていただきますので、一層の御理解と御協力をお願いを申し上げます。

さて、平成30年度の予算編成でございますが、関係市である鈴鹿市、亀山市におきましては、歳入においては大幅な増額は見込めない状況で、歳出では、扶助費等社会保障費が引き続き増加する見込みなど、財政需要が増加傾向にあり、厳しい財政状況が続く中、歳入の確保と歳出の削減を徹底した予算編成が行われています。本広域連合といたしましては、運営のための財源を関係市からの負担金に大きく依存していることから、関係市の財政状況を十分考慮し、可能な限り抑制に努め予算編成を行いました。

本広域連合では、平成30年度におきましても、広域連合規約に基づき、消費者行政と介護保険事業を中心に事業を進めてまいります。

まず、消費者行政については、情報化社会の進展に伴うさまざまな消費者トラブルが世代を問わず広がる中、はがきによる架空請求や、高齢者を狙った特殊詐欺が後を絶ちません。消費生活センターでは、複雑・多様化する相談に的確に対応するため、引き続き、相談員のスキル向上に努め、消費生活に関する苦情や相談の解決のための助言、また被害の未然防止に向けた啓発に努めるなど、センターとしての役割を果たしてまいります。

一方で、高齢者の消費者被害が深刻化する中、高齢者の周りの方々による地域での見守り体制づくりの検討や、消費者教育の推進などについて、関係市や関係機関とも連携を図りながら進めるなど、圏域住民の皆様が安全で安心して日常生活が送れるよう、被害抑止に向けた取り組みや啓発を進めてまいります。

次に、介護保険事業につきましては、このほど策定した第7期介護保険事業計画を着実に実行し、地域包括ケアシステムの中心的役割が果たせるよう、関係市や関係機関との連携のもと、効果的で安定的な運営に努めてまいります。

その中で、医療と介護の連携につきましては、地域の医療・介護関係者に対し、

在宅医療に関する相談体制の強化に努めるとともに、三重県地域医療構想に沿った在宅医療や介護サービスの需要増加に対応できるサービス事業所の整備を進めてまいります。

次に、日常生活圏域での中核的な役割を担う地域包括支援センターについては、圏域ニーズに合わせ、包括的支援業務を分担するサブセンターを順次整備をするなど、引き続き機能強化を図ってまいります。

なお、亀山地域包括支援センターにつきましては、地域共生社会への対応も見据え、平成30年度より、社会福祉法人亀山市社会福祉協議会への業務委託による運営を行ってまいります。

一方で、平成30年度より新たに居宅介護支援事業者の指定権限が三重県より広域連合に移譲されることから、事業所の指導監督業務に適切に対応してまいります。

さらに、新たに創設された介護医療院や、高齢者と障害者が同一の事業所でサービスを受けることができる共生型サービスにも対応してまいります。

以上、平成30年度を迎えるに当たり、施政方針を述べさせていただきました。

今後とも、圏域住民のさらなる福祉の向上を目指し、各種事業に取り組んでまいりますので、議員並びに圏域住民の皆様の御理解と御協力をお願いを申し上げます。

続きまして、本定例会に提出をいたしました議案について御説明申し上げます。

なお、予算関係につきましては、概略を私の方から説明をさせていただき、詳細を総務課長が説明いたしますので、御了承賜わりたいと存じます。

それではまず、補正予算書1ページ、議案第1号 平成29年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計補正予算（第1号）について御説明をいたします。

第1条で、歳入歳出それぞれ128万2,000円を減額し、補正後の総額を1億1,885万4,000円にしようとするものでございます。

補正の内容は、議会費及び総務費の減額、商工費の増額など、いずれも執行見込みによるものでございます。

次に、補正予算書17ページ、議案第2号 平成29年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

第1条で、歳入歳出それぞれ5億4,812万8,000円を減額し、補正後の総額を181億8,742万1,000円にしようとするものでございます。

補正の内容は、総務費及び保険給付費の減額は、いずれも執行見込みなどによ

るもので、諸支出金の増額につきましては、保険料の収入見込み、保険給付費の執行見込みより、介護給付費準備基金積立金を増額するものでございます。

続きまして、議案第3号 平成30年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計予算について、御説明いたします。

当初予算書の1ページをごらんください。

第1条で、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1億2,121万2,000円にしようとするものでございます。対前年度比0.9パーセントの増加でございます。

続きまして、議案第4号 平成30年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別会計予算について、御説明いたします。

予算書31ページをごらんください。

第1条で、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ180億2,060万8,000円にしようとするものでございます。対前年度比0.9パーセントの減少でございます。また、第2条で一時借入金の限度額を設定しようとするものでございます。

続きまして、議案書1ページをごらんください。

議案第5号 鈴鹿亀山地区広域連合指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について、御説明申し上げます。

地域における医療及び介護の総合的な確保を促進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、介護保険法が一部改正され、平成30年4月1日より、これまで都道府県の条例で定められていた指定居宅介護支援事業者の指定及び事業に対する勧告、命令等の指導権限が、市町村に移譲されることから新たに広域連合において条例を制定するものでございます。

続きまして、議案書19ページの議案第6号 鈴鹿亀山地区広域連合介護保険条例の一部改正について、御説明を申し上げます。

第7期介護保険事業計画の策定に伴い、第1号被保険者の介護保険料基準額及び所得基準額の改定、また介護保険法等関連法令の一部改正による所得指標の見直し、さらに介護保険料に係る督促手数料の廃止や減免申請の特例設置など所要の改正を行うものでございます。

続きまして、議案書23ページの議案第7号 鈴鹿亀山地区広域連合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議案書35ページの議案第8号 鈴鹿亀山地区広域連合指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の

一部改正について及び議案書39ページの議案第9号 鈴鹿亀山地区広域連合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてでございますが、3議案とも同一の省令改正に伴うものでございますので、一括して御説明申し上げます。

介護保険法では、指定地域密着型サービスと指定地域密着型介護予防サービス及び指定介護予防支援等の事業の人員や設備、運営の基準は、厚生労働省令を基準として、各自治体が条例で定めることとされております。このほど、医療・介護の連携、地域共生社会の実現に向けた取り組みなどを推進することを目的に、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、条例の基準となる厚生労働省令が改正されたことから、それぞれの所要の改正を行うものでございます。

まず、議案第7号では、指定地域密着型サービスにおいて共生型地域密着型通所介護の人員及び運営の規定を設けるほか、定期巡回・随時対応型訪問介護看護のオペレーター要件の緩和や、介護医療院の創設など所要の改正を行うもので、議案第8号におきましても、議案第7号と同様に、指定地域密着型介護予防サービスについて、介護医療院の創設や身体拘束等の適正化など所要の改正を行うものでございます。

また、議案第9号につきましては、介護予防支援事業において、障害福祉サービスとの連携義務、利用者の事業所選択権の説明、医療機関との連携など所要の改正を行うものでございます。

以上、議案第1号から議案第9号までの説明とさせていただきます。よろしく御審議を賜りますようお願いを申し上げます。

**○議長（宮木健 議員）**

総務課長。

**○総務課長（辻村俊孝 君）**

おはようございます。それでは、私のほうから、議案第1号から議案第4号までの予算議案について補足説明を申し上げます。

まず、議案第1号 平成29年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計補正予算(第1号)でございますが、補正議案書10ページ・11ページをお開き願います。

予算に関する説明書にて御説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、第1款分担金及び負担金、第1項負担金、第1目市負担金128万2,000円の減額は、歳出の執行見込みにより負担金を精査し、関係市からの負担金を減額するものでございます。

次に、12ページ、13ページをお開きください。

歳出でございますが、第1款議会費、第1項議会費、第1目議会費7万6,000円の減額は、会議録作成委託料の契約実績により事務費を減額するものでございます。

第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費161万5,000円の減額は、人事異動に伴う執行見込みによる給与費等負担金の減、並びに電算機器の賃借料の契約実績に基づく事務費の減によるものでございます。

14ページ、15ページをごらんください。

第4款商工費、第1項商工費、第1目商工総務費40万9,000円の増額は、共済費の執行見込みや備品の契約実績により減額する一方で、職員の昇格などにより人件費等負担金が不足することから増額するものでございます。

以上が、議案第1号 平成29年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計補正予算（第1号）の概要でございます。

次に、議案第2号 平成29年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別会計補正予算(第2号)の補足説明を申し上げます。

補正議案書の26ページ、27ページをお開き願います。

予算に関する説明書にて御説明申し上げます。

第1款保険料、第1項介護保険料、第1目第1号被保険者保険料7,918万1,000円の増額は、現年度及び過年度の保険料の収納見込みによるものでございます。

第2款分担金及び負担金、第1項負担金、第1目市負担金1億382万9,000円の減額は、保険給付費や事務費などの歳出の精査により関係市からの負担金を減額するものでございます。

次に28ページ、29ページをごらんください。

第4款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目介護給付費負担金1億5,170万5,000円の減額は、介護給付及び予防給付費の執行見込みによるものでございます。

同じく第4款国庫支出金、第2項国庫補助金、第1目調整交付金1,120万円の増額は、交付額の決定によるものでございます。

第5款支払基金交付金、第1項支払基金交付金、第1目介護給付費交付金2億

1,056万円の減額は、社会保険診療報酬支払基金からの交付金で、介護給付及び予防給付費の執行見込みによるものでございます。

次に、30ページ、31ページをごらんください。

第6款県支出金、第1項県負担金、第1目介護給付費負担金9,269万4,000円の減額は、介護給付及び予防給付費の執行見込みによるものでございます。

第7款財産収入、第1項財産運用収入、第1目利子及び配当金4万7,000円の増額は、介護給付費準備基金収益金でございます。

第8款繰入金、第2項基金繰入金、第1目介護給付費準備基金繰入金7,976万8,000円の減額は、保険料収入見込みや給付費の執行見込みにより基金からの繰入金を減額するものでございます。

次に、32ページ、33ページをお開き願います。

歳出でございますが、第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費1,100万円の減額は、人事異動及び執行見込みにより給与費負担金を減額するものでございます。

同じく第1款総務費、第2項介護認定審査会費、第1目介護認定審査会費76万6,000円の減額につきましては、認定審査会の開催見込みによる委員報酬の減、第2目認定調査等費193万7,000円の増額は、認定申請の件数見込みにより主治医意見書作成料や認定調査委託料を増額するものでございます。

次に34ページ、35ページをごらんください。

第2款保険給付費、第1項介護サービス等諸費、第1目介護サービス等諸費7億200万円の減額、第3目高額介護サービス等費5,000万円の減額は、いずれも給付見込みにより減額するものでございます。

次に36ページ、37ページをごらんください。

第5款諸支出金、第1項基金費、第1目介護給付費準備基金費2億1,370万1,000円の増額は、保険給付費の執行見込みなどの減に伴い、保険料の充当残額等を積み立てるものでございます。

以上が、議案第2号 平成29年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別会計補正予算(第3号)の概要でございます。

続きまして、議案第3号 平成30年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計予算の補足説明を申し上げます。

恐れ入りますが、平成30年度鈴鹿亀山地区広域連合予算書の10ページ、11ページをごらんいただきたいと思います。予算に関する説明書にて御説明申し上げます。

す。

歳入でございますが、第1款分担金及び負担金、第1項負担金、第1目市負担金9,687万7,000円は、広域連合規約に基づき、本広域連合が行う広域連携関係事務、介護保険事務、消費者行政事務に係る関係市からの負担金でございます。

第2款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目民生費国庫負担金1,447万6,000円は、低所得者保険料軽減事業に伴う国の負担金でございます。

次に、12, 13ページをごらんください。

第3款県支出金、第1項県負担金、第1目民生費県負担金723万8,000円は、低所得者保険料軽減事業に伴う県の負担金でございます。

同じく、第3款県支出金、第2項県補助金、第1目民生費県補助金6万2,000円は、低所得者等対策費補助金で、第2目の商工費県補助金192万6,000円は、消費者行政推進事業費補助金で、消費生活センター人件費などの運営経費に対する補助金でございます。

第4款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金10万円は、前年度繰越金でございます。

次に、14ページ、15ページをお開きください。

第5款諸収入、第1項広域連合預金利子、第1目広域連合預金利子1,000円は、預金利子でございます。

同じく第5款諸収入、第2項雑入、第1目雑入53万2,000円は、公用車の事故対応に係る保険金やコピー代などを計上いたしております。

次に、16, 17ページをお開き願います。

歳出でございますが、第1款議会費、第1項議会費、第1目議会費71万9,000円は、広域連合議会における議員報酬及び会議録作成委託料など議会関係事務費を計上いたしております。

第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費6,640万8,000円は、主なものとしまして、給与費等負担金が4,775万1,000円で、事務局長を初め総務課職員4名分の人件費に係る関係市への負担金でございます。

また、事務費1,854万7,000円は、臨時職員の賃金、広域連合の事務所の賃借料のほか、情報システムの借上料や保守管理費などを計上いたしております。

次に、18, 19ページをごらんください。

同じく第2目企画費81万3,000円は、関係市との広域連携連絡調整費としまして連合広報の発行経費などを計上いたしております。

次の第3目公平委員会費2万7,000円は、委員会開催に伴う委員報酬でございます。

めくっていただきまして20ページ、21ページをごらんください。

同じく第2款総務費、第2項選挙費、第1目選挙管理委員会費3万6,000円、次の第3項監査委員費、第1目監査委員費22万円につきましては、いずれも委員報酬を計上いたしております。

第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目老人福祉費8万3,000円は、低所得者等対策費として、社会福祉法人及び障害者ホームヘルプサービス利用者の減免に要する経費等でございます。

次に、22ページ、23ページをお開きください。

同じく第3款民生費、第1項社会福祉費、第2目介護保険費2,895万2,000円は、低所得者保険料軽減事業に伴う、国、県、市負担金を介護保険事業特別会計へ繰り出すものでございます。

第4款商工費、第1項商工費、第1目商工総務費2,365万4,000円は、鈴鹿亀山消費生活センターの管理運営に要する経費で、センター所長の人件費に係る関係市への負担金、相談員3名分の賃金や研修経費、センターだより発行経費、パンフレットの作成費などを計上いたしております。

次に、24、25ページをお開きください。

第5款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金、第1目償還金10万円は、国庫支出金等の過年度分返還金でございます。

第6款予備費、第1項予備費、第1目予備費20万円は、予備費として、前年度と同額を計上いたしております。

次に、26ページ、27ページには、給与費明細書を掲載いたしておりますので、ごらんおき願います。

28ページ、29ページには、平成30年度以降にわたる債務負担行為に関する調書を掲載しております。

過年度議決分に係る分として、財務会計システム機器借上料と、鈴鹿亀山消費生活センターの施設借上料についての債務負担行為の調書でございます。

以上が、議案第3号 平成30年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計予算の補足説明でございます。

続きまして、議案第4号 平成30年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別会計予算の補足説明を申し上げます。

予算書40ページ，41ページをお開き願います。

まず歳入でございますが，第1款保険料，第1項介護保険料，第1目第1号被保険者保険料44億1,876万3,000円は，第1号被保険者の現年度の特別徴収及び普通徴収分，また過年度分の普通徴収の保険料をそれぞれ計上いたしております。

第2款分担金及び負担金，第1項負担金，第1目市負担金26億5,906万8,000円は，保険給付費や人件費分等に係る関係市からの負担金でございます。

42ページ，43ページをごらんください。

第3款使用料及び手数料，第1項手数料，第1目総務手数料20万円は，介護保険料に係る過年度分の督促手数料でございます。

第4款国庫支出金，第1項国庫負担金，第1目介護給付費負担金30億2,824万2,000円は，介護給付費負担金で，保険給付費のうち居宅介護給付費等の20%分と，施設介護給付費の15%分の合計額を計上いたしております。

同じく第4款国庫支出金，第2項国庫補助金のうち，第1目調整交付金4億6,345万5,000円は，保険料水準の格差是正のために交付されるもので，保険給付費に対して介護給付費調整交付金を，また介護予防・日常生活支援総合事業に対して地域支援事業調整交付金を，それぞれ事業費に対し，交付割合を2.7%と想定して計上いたしております。

第2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）1億1,246万3,000円は，地域支援事業のうち，介護予防・生活支援サービス事業及び一般介護予防事業費の20%分を，めくっていただきまして，第3目地域支援事業交付金（その他の地域支援事業）1億5,437万4,000円は，地域支援事業のうち，包括的支援・任意事業に要する事業費の38.5%分を計上いたしております。

また，第4目総務費国庫補助金247万円は，介護保険制度改正に伴うシステム改修に対する国庫補助金でございます。

次に，第5款支払基金交付金，第1項支払基金交付金のうち，第1目介護給付費交付金44億8,273万1,000円は，第2号被保険者保険料として，社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので，保険給付費総額の27%分を計上いたしております。

第2目の地域支援事業支援交付金1億5,182万6,000円は，地域支援事業費のうち，介護予防・日常生活支援サービス事業及び一般介護予防事業費の27%分を計上いたしております。

46，47ページをお開きください。

第6款県支出金，第1項県負担金，第1目介護給付費負担金23億6,763万7,000円は，居宅介護給付費等の12.5%分と，施設介護給付費の17.5%分の合計額を計上いたしております。

同じく第6款県支出金，第2項県補助金，第1目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）7,028万9,000円は，地域支援事業のうち，介護予防・生活支援サービス事業及び一般介護予防事業費の12.5%分を，第2目の地域支援事業交付金（その他の地域支援事業）7,718万7,000円は，地域支援事業のうち，包括的支援事業・任意事業費の19.25%分をそれぞれ交付金として計上いたしております。

第7款財産収入，第1項財産運用収入，第1目利子及び配当金6,000円は，介護給付費準備基金の収益金を計上いたしております。

48，49ページをお開きください。

第8款繰入金，第1項一般会計繰入金，第1目低所得者保険料軽減事業繰入金2,895万2,000円は，低所得者保険料軽減事業に伴う一般会計からの繰入金でございます。

第9款繰越金，第1項繰越金，第1目繰越金200万円は，前年度繰越金でございます。

次に，50ページ，51ページをごらんください。

同じく第10款諸収入，第1項延滞金及び加算金及び過料，第1目第1号被保険者延滞金10万円は，第1号被保険者延滞金を計上いたしております。

同じく，第10款諸収入，第2項雑入のうち第1目返納金32万7,000円は，介護報酬不正請求に係る事業所からの過年度分返納金を計上いたしております。

また，第2目雑入51万8,000円は，関係市からの生活保護受給者に係る介護認定料を計上いたしております。

続きまして，歳出につきまして，御説明を申し上げます。

52，53ページをお開き願います。

第1款総務費，第1項総務管理費，第1目一般管理費2億8,853万6,000円の主なものといたしまして，給与費負担金1億8,360万2,000円は嘱託職員を含む介護保険課職員28名分の人件費に係る関係市への負担金でございます。

そのほか関係市に委託しております介護保険賦課徴収事務の委託料6,060万4,000円，介護保険システムに係る機器借上料及び保守管理委託料，専用回線使用料などの事務費として4,433万円を計上いたしております。

同じく第1款総務費、第2項介護認定審査会費、第1目介護認定審査会費4,463万1,000円の主なものは、審査会開催経費で、介護認定審査委員80名分の委員報酬3,772万4,000円を計上しております。

54, 55ページをお願いします。

第2目認定調査等費9,865万円のうち、第7節賃金211万2,000円は、臨時認定調査員に対する賃金で、第12節役務費5,475万8,000円の主なものは、主治医意見書の作成料、第13節委託料4,067万3,000円は、認定更新に係る認定訪問調査について各事業所への委託料を計上いたしております。

第18節備品購入費50万円は、認定調査員訪問調査用のノートパソコン2台分の購入費用などを計上いたしております。

次に、56, 57ページをごらんください。

同じく第1款総務費、第3項趣旨普及費、第1目趣旨普及費260万9,000円は、介護保険制度のPRパンフレットや広報誌の作成経費でございます。

次に、58, 59ページをごらんください。

第2款保険給付費、第1項介護サービス等諸費ですが、第7期介護保険事業計画を基に、実績などを考慮し、説明欄の記載の介護サービス諸費や介護予防サービス諸費、高額介護サービス等費など、合計額、166億303万5,000円を計上いたしており、対前年度比は2.6%の減となっております。

次に、60ページ、61ページをごらんください。

第3款地域支援事業費、第1項地域支援事業費、第1目介護予防・生活支援サービス事業費4億6,835万2,000円は、総合事業への移行に伴い、これまでの介護予防給付のうち、引き続き広域連合が実施する介護予防訪問介護及び介護予防通所介護に係る事業費や住民主体の訪問、通所型サービスのほか、看護師などの専門家による短期集中型の通所型サービスの事業実施に伴う関係市への委託料など、介護予防・生活支援サービス事業費として4億6,568万5,000円を、また、総合事業等諸費として、高額及び高額合算サービス相当分として120万円を、これらに係る審査支払手数料として146万7,000円をそれぞれ計上いたしております。

第2目一般介護予防事業費9,396万7,000円は、従来からの要介護状態でない高齢者を対象として、介護予防普及啓発事業や地域介護予防活動支援事業などの事業実施に伴う委託料を計上いたしております。

次の第3目包括的支援事業・任意事業費4億97万2,000円は、包括的支援事業費として地域包括支援センターの運営費など1億8,749万3,000円を、包括的支援事

業費、社会保障の充実分として退院から在宅までの医療、介護を切れ目なく連携するための医療介護連携推進事業や生活支援体制整備事業のほか、認知症総合対策に係る経費など9,430万円を、さらに任意事業費として介護用品の支給など関係市が独自性をもって取り組む事業費として1億1,917万9,000円をそれぞれ計上しています。

62, 63ページをごらんください。

第4款公債費、第1項公債費、第1目利子11万6,000円は、一時借入金に要する利息を計上いたしております。

第5款諸支出金、第1項基金費、第1目介護給付費準備基金費564万円は、介護給付費準備基金への積立金でございます。

64, 65ページの同じく第5款諸支出金、第2項償還金及び還付加算金、第1目第1号被保険者過年度保険料還付金710万円は、保険料の還付金及び還付加算金を計上いたしております。

第2目の償還金200万円は、国庫支出金等の過年度分返還金でございます。

第6款予備費として500万円を計上いたしております。

次の66, 67ページには、給与費明細書を掲載いたしておりますので、ごらんおきください。

次に、68, 69ページでございますが、平成30年度以降にわたる債務負担行為に関する調書を掲載いたしております。

過年度議決済に係る分としまして、介護保険システムの機器の借上料及び公用車のリース料について債務負担行為の調書でございます。

以上、議案第1号から議案第4号までの予算関係の補足説明でございます。

よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

## ○議長（宮木健 議員）

議案第1号から議案第9号までの説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

議案質疑に当たりましては、一問一答方式で、質疑時間は、答弁を含め30分以内ですので、厳守していただきますようお願いいたします。

なお、議案質疑でございますので、質疑に当たっては自己の意見を述べることなく、また、質疑の範囲が議題外にわたることのないよう、特にお願い申し上げます。

それでは、事前に通告をいただいております方よりお願いします。

服部議員。

**○服部孝規 議員**

それでは、議案第6号 介護保険条例の一部改正について、お尋ねをしたいと思います。

説明の中でもいわゆる基準額という問題につきまして、基金を繰り入れて基準額を決定したというふうなことが説明であったわけですが、その基金の残高というのは今どれぐらいになるのか、補正も含めるのか、含めないのか、どちらでもよろしいけども、基金の残高が一体幾らぐらいになるのか、まずお聞きしたいと思います。

**○議長（宮木健 議員）**

事務局長。

**○事務局長（市川俊彦 君）**

この3月補正に上程をいたしております基金積立金を含めまして申し上げさせていただきます。

13億8,173万3,000円になる見込みでございます。

以上でございます。

**○議長（宮木健 議員）**

服部議員。

**○服部孝規 議員**

非常に多額な基金が残高になっておるわけですが、この基金を充てて基準額が設定されるというようなことなんですけども、この13億もの基金がなぜこんなに多くですね、基金として残ってしまったのか、この要因というのはどのようにお考えですか。

**○議長（宮木健 議員）**

事務局長。

## ○事務局長（市川俊彦 君）

それでは服部議員の再度の御質問に御説明を申し上げたいと存じます。

介護保険料の基準額でございますけれども、介護保険料の基準額につきましては、今後3年間の保険給付費の見込み額をその3年間で想定される高齢者、第1号被保険者の人数、あるいは国から示されます第1号被保険者の負担割合に応じて算定をさせていただいております。

これにその保険料の算定でございますけれども、保険料の算定に当たりましては、先ほど申し上げたような基本的な考え方があるわけでございますが、基金がある場合にはですね、その基金の取り扱いというのも私どもは検討させていただく必要があろうかと思っております。

ただ、基金の取り扱いについては、さまざまな御意見があるかと思いますが、私どもといたしましては、基本的には、この3年間、あるいは将来にわたって介護保険事業が円滑に運用できるという部分も考慮しなければならないと考えておるところでございます。今回の御提案でございますが、今回保険料を提案させていただいておりますが、この保険料の算定に当たりましては、今回の議案には上程させていただいてはおりませんけれども、基金をおおむね7億円ほど取り崩しを行い、させていただくことを考えております。

また、この13億円になった要因でございますけれども、この6期に当たりまして、国のほうが、報酬改定を実施いたしております。マイナス2.27%の報酬改定を実施いたしておるところでございますけれども、このマイナス2.27%はあくまで平均的なことでございまして、例えばこの私どもの圏域で最も多く使われているサービスの一つでございます通所介護におきましては、その2倍近い減額になっておるところでございます。こういったことが大きな要因であろうと考えております。

以上でございます。

## ○議長（宮木健 議員）

服部議員。

## ○服部孝規 議員

そうすると、今の答弁でわかったことは補正も含めれば残高13億ということで、

当初には入れてないけれどもこの基準額を算定するに当たって、7億円ほどの基金の繰り入れをされたということだと思います。

要因として一つは3年間安定的にこの事業を運営しなければならないということと言われたわけですが、この6期の内容から見ますと、6期でこういう基盤整備をやりますという予算を組んで、それに必要な、その事業をやるのに必要な保険料を計算されたところ、ところが、6期の基盤整備の事業が、予定どおりいかなかった。だからその分が要するに執行残として残ってくる、その分が基金に残ったというような認識でよろしいですか。

○議長（宮木健 議員）

事務局長。

○事務局長（市川俊彦 君）

服部議員のおっしゃられるとおりですね、基盤整備のほうが計画どおり進まなかったというのは事実でございますし、それに伴いまして、基金残高がふえた要因の一つであるということも、これは事実であると私どもは考えております。

以上でございます。

○議長（宮木健 議員）

服部議員。

○服部孝規 議員

そういうことが要因であるならね、要するにこれだけの事業をやるということ前提に保険料を決められた。今回も第7期の事業を決められて、それに見合うような保険料ということになったわけですが、少なくとも基金というものはですね、基本的にはやっぱり保険料、今まで支払われた3年間で支払われた保険料が積み上がってきた、ということであるならね、やはりこの7億と言わずにもっとね、少なくとも値上げをしなくても済むような、これ13億全部使えば引き下げまでできるわけですよ。そういうことまでね、基準額を考える必要がなかったのかどうか、そこのところをお聞きしたいと思います。

○議長（宮木健 議員）

事務局長。

○事務局長（市川俊彦 君）

保険料の設定に当たりまして、基金の取り崩しにつきましてはさまざまな方面から検討させていただきました。過去の例も含めて検討させていただいておるわけでございますけれども、過去におきましては、介護保険第4期事業計画におきまして見込み額を上回る実績であったということもございまして、また、6期におきましてですね、結果的には大幅な基金の積み立てということにはなりましたけれども、その期間の途中において国のほうが介護職員の報酬改定を行っております。

こういった計画当初では想定できないことにも対応していく必要があるかと私どもは考えさせていただきました。

また、介護医療院という新しいサービスが生まれるわけでございますけれども、こちらにつきましては、まだ県のほうからも詳しくどういう形で整備が進められていくのかということが示されていない状況でございまして不透明なところが多々ございます。ところがこの介護医療院の保険給付費は極めて、いろんな制度、サービスの中でも高いものになるだろうと予想されております。そういったことも踏まえまして最終的に取り崩し額を私どもとしては7億円とさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（宮木健 議員）

服部議員。

○服部孝規 議員

これから3年間のことをいろいろ言われましたけれども、非常に不透明だということをおっしゃいましたね。やはりこの問題っていうのは、まず6期で積み上がった保険料をまずこれはきちっとこれは精算すると。これは7期の保険料の基準額を決めるときにね、きちっとそれは全部使うんだというのが私は前提だと思うんですよ。

その上に立って、今後のことは考えていくべきだろうと思うんですけれども。

その6期で積み上がった分を7期で使うという考え方はですね、私は違うふうにするんですけども、その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（宮木健 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（山中辰弥 君）

先ほどの再度の質問に対して御説明申し上げたいと思います。

各計画期間の策定に当たりましてですね、厚労省主管省庁のほうから方針というかですね、まあこういう方向でということで通達等々が出される中でですね、第7期計画策定につきましても、老健局から示された通知がございまして、その中には、基金の取り崩しにつきましても、今、議員の言われたように前期期間で余剰ができた部分について次期計画の中でですね、保険料の水準を下げるということに使うということについても一つの考え方ではあるけれども、適正水準については、あくまでも保険者が決定するものとしつつ、また、計画期間3カ年の中でのですね、初年度からいわゆる借り入れ、県財政安定基金からのですね、借り入れを必要とするような水準の策定というのは不適切であるということでございまして、そちらのほうも勘案させていただき、今回の取り崩し額につきましても、素案5億円に対して御意見いただきました後に、若干の積み上げをさせていただいたということでございます。

また、近隣、四日市市、津市さんのほうの状況でございまして、四日市市さんにつきましては、平成28年度末の基金残高がおよそ11億4,800万ほどございまして、平成29年度、この3月末の補正予算ではおよそ28億円の残高というふうになっております。そのうちの保険料の水準の低額のほうにですね、抑制の方に回された取り崩し額というのが、これもちょっと事務レベルでの大体的話でございまして、大体5億とか6億円という金額でございまして、残りの部分につきましては、去る7期に向けての不安定要素に対する対応ということで伺っております。また、津市につきましてもですね、平成28年度末で13億1,500万の基金残高につきましても、3月補正後につきましても16億5,000万ほどと、こちらにつきましても、基金の取り崩し額につきましても、5億から7億円の範囲で考えさせていただいてということで議案の調整を図っているというふうになっております。他市がこうだからということでもございせんけれども、やはり期が進むに

つれてですね、当初の単純な給付作業、給付に対する保険ということから、予防事業であり、また、こうした医療保険側からのですね、介護医療院等々の転換分など、なかなか見通しが不安定な部分というのはどうしても大きくなってこようかと思います。そちらの部分に対しての対応という部分も踏まえさせていただくと、妥当な水準ではなかろうかと考えております  
以上でございます。

○議長（宮木健 議員）

服部議員。

○服部孝規 議員

今、県内の市の状況出されましたけれども、大事なことはね、今言われた中でね、厚生労働省も全部、要するに6期の方は7期の基準額の算定のときに使うっていうのも一つの考え方だということで認めてみえるわけですね、厚生労働省は。

今、県内の状況を出されましたけれども、三重県以外のところを調べられたことはありますか。私、幾つか聞きましたけれども、もう当然のごとく前期で残った基金は次の期の基準額に全部充てるというところも三重県以外でありますよ。そういうところは調べられました。

○議長（宮木健 議員）

服部議員。質疑に当たっては議案のことで進めてください。いや、超えていると思いますので。

介護保険課長。

○介護保険課長（山中辰弥 君）

県外ですね、状況については申し訳ございませんけれども詳細なデータっていうのは調べておりません。

失礼します。

○議長（宮木健 議員）

服部議員。

○服部孝規 議員

やっぱりね、これ、そうゆうところもあるんです。ちゃんとね。だから、この広域連合議会でね、決めればそうゆうことは十分できるし、やっってはならないことではないんですよ。それがやっぱり積み上がった保険料の活かし方だと私は思いますので、やっぱりこの点は、ぜひ今後、補正するなりなんなりするなりですね、それから2年目から考えるなりですね、いろんな検討の機会がありますのでね、そうゆうことも含めてね、やっていただきたいということを申し上げて終わります。

○議長（宮木健 議員）

これにて服部議員の質疑を終わります。

ここでいったん休憩を取ります。

再開は11時5分とさせていただきます。

午前10時58分 休 憩

---

午前11時05分 再 開

○議長（宮木健 議員）

それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

日程により議事を進行します。

通告された議員のほかに質疑のあるかたは挙手をお願いします。

宮崎議員。

○宮崎勝郎 議員

亀山の宮崎です。

まず、第1号議案でお尋ねしたいと思います。

議案第1号 29年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計補正予算（第1号）についてお尋ねしたいと思います。

この中で、商工費がいわゆる40万9,000円の補正しておりますけども、これにつきましては、説明によりますと、職員の昇格等によるというふうに聞かせていただいております。この職員の昇格等によるというのは今、わかっているのかまず確認したい。

○議長（宮木健 議員）

事務局長。

○事務局長（市川俊彦 君）

宮崎議員の御質疑に御答弁申し上げます。

その職員の昇格でございますけれども、予算編成の時点ではですね、職員の昇格につきましては、私ども事務局側としては、まだ把握できない状況でございます。発表になりますのが、3月の末のころになるわけなんですけれども、その昇格等に伴いまして、今回補正させていただきますのは、主幹から副参事に昇格したことに伴います給与費の負担増を75万2,000円という形で補正をお願いをさせていただいておるものでございます。

以上でございます。

○議長（宮木健 議員）

宮崎議員。

○宮崎勝郎 議員

その理由はわかるんですけども、この時期がですね、その3月っていうのはきょうの3月ですか、まず確認したいと思います。

そこらがですね、もう、これ予算、あした1日ですよんか。はっきり言いまして。この予算が今、補正で上がってきて、これが使えるのかどうか。私は基本的にそう思います。これが昇格なんかはもっと早くわかるはずですよ。前回の議会にかけられるべきではないのかと。

これを確認したい。

○議長（宮木健 議員）

事務局長。

○事務局長（市川俊彦 君）

今回のこの3月議会にですね、補正予算として上程させていただきましたその経緯でございますけれども、議員おっしゃられるとおりですね、例えば10月議会

であるとか、定例会がございます。そのときにおいてですね、既に昇格が発表になった後でございますので、見込みを出して、ということで、おっしゃるとおりであるとは思いますが、私どもがこの時期になりましたのは、最終的に執行見込みが幾らになるのかということもございまして、この3月議会に上程をさせていただきました。今後につきましてはですね、議員の御指摘を真摯に受けとめさせていただきまして、10月定例会であるとか、そういったところでですね、可能な範囲で御説明、あるいは御提案をさせていただきたいと思っておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（宮木健 議員）

宮崎議員。

○宮崎勝郎 議員

ただいまの件は了解いたしました。

それでは次に議案第3号 平成30年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計予算に関してお尋ねします。

特にですねここでお尋ねしたいのは、商工費についてまずお尋ねしたいと思います。

これは8ページに出ておりますけれども、昨年の予算から見てですね、下がっておるといふふうに私は思うんですけれども、これが施政方針の中でいきますとですね、平成30年度の予算編成の目的がいろいろなこと書いてございます。特に、これに関するとこがですね、施政方針の消費生活センターでは、複雑・多様化する相談に的確に対応するため、引き続き相談員のスキル向上に努め、消費生活に関する苦情や相談の解決のための助言、被害の未然防止に向けたいろいろな啓発等に努めるといふふうになっておりますし、この消費者、特に高齢者の消費者被害というのは今現在深刻化する中でですね、ここで減額になること自体がどうなんかないかという考えが、施政方針とあらわれておらない、施政方針がこのように出しておるのに、金銭的に見たらですね、上がってない。これどういう考えで予算編成組まれたのか。

○議長（宮木健 議員）

総務課長。

### ○総務課長（辻村俊孝 君）

宮崎議員の御質疑に御説明申し上げます。

まず、議員御指摘のとおり、消費生活センターの運営に対する経費、商工費でございますが、前年度より68万3,000円減の、2,365万4,000円を計上させていただいたところでございます。

まず、減額となった要因でございますが、平成30年度の予算におきましては、賃金や給与費等、負担額は増額となっておりますところでございますけれども、一方で平成29年度、昨年度予算におきましては、公用車の購入を当初予算に100万円程度計上いたしておりました。ここがですね、今年度は必要ございませんことから、減額となった大きな要因ではございます。ただ、先ほど議員御指摘がございましたとおりですね、相談員のスキルアップ等々今のことを考えると、これに対する予算上はそれほど大きくあらわれておりませんけれども、今まで以上に研修会にも積極的に参会するなど、また、個人のスキルアップ、それぞれ相談員同士がですね、互いにスキルアップの向上に努めておるということで、今まで以上に体制としては強化を図りたいというふうに考えております。

### ○議長（宮木健 議員）

宮崎議員。

### ○宮崎勝郎 議員

理由はわかりました。

今も施政方針ちょっと読ませていただきましたけれども、やはり現代の社会の問題点、一番の高齢者に対する問題が非常にここに出ておるものと私は理解します。毎日のように新聞紙上にもようにぎわしてますし、そうゆう中ですね、この対応は非常に市民というのか、圏域民というのかわかりませんが、そこら辺の皆さん方がやはりこの消費生活センターに相談に来ればですね、安心ができるという風に私も考えますので、やはり今後そうゆう部分についてもですね、充実をお願いしたいなど、今現在では不足でないとは思いますが、今後も強く取り組んでいただきたいというふうに思います。

それから次に第4号の議案ですが、平成30年度の鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別会計の予算ですけど、その中でですね、財産運用についてお尋ねした

と思うんですが、利子が6,000円というふうに出ておったと思いますけれども、今まで1,000円でしたね、この大幅アップはどのような理由があるのか、予算計上のためなのか確認したい。

○議長（宮木健 議員）

総務課長。

○総務課長（辻村俊孝 君）

まず、財産の運用ということで、基金の運用になろうかと思うんですが、これまでからですね、この議会の場、また、監査委員さん等からもですね、さまざまな御意見をいただいております、少しでも収益を多少でも上げられるようにということで、今年度ですね、12月でしたかね、からちょっと考え方を変えましたね、基金につきましてはペイオフ対策ということで1,000万円を6口座で定期預金しておりますが、残りの残金につきましても一定期間の譲渡性預金ということで、少し利息のいいものに変えて預金をするようにさせていただいておりますので、今は試行的ということでございますが、来年度も引き続きそのような形で財産の運用を図ってまいりたいと、いうふうに考えております。

○議長（宮木健 議員）

宮崎議員。

○宮崎勝郎 議員

前も、私からお話しましたが、やはり安全的なことも必要であろうと思っておりますけれども、そこら十分、事務局あたりで研究していただいて、よりよい財産運用をお願いしたいと思います。

それから次にですね、56ページなんですけれども、総務費の趣旨普及費260万9,000円ですが、これ比較いたしますと、49万4,000円というふうになっております。このやはり増額はしていただいておりますけれども、この普及費に、じゃあ今の説明の中では、PR費、また広報紙ということでございます。まあ広報紙はそんなに変わらないと思うんですが、やはりPRをさらにやっていくべきではないのか。私まだ逆に予算まだ少ないんじゃないかというふうに思うんですが、まあ今後の計画だけお聞かせ願いたいと思います。

○議長（宮木健 議員）

事務局長。

○事務局長（市川俊彦 君）

そうしましたら宮崎議員の御質疑に御説明を申し上げます。

この趣旨普及費でございますが、先ほど課長のほうから説明させていただきまして、PRするための費用でございますが、その主なものといたしましては、65歳になられたときに介護保険証をお送りするわけなんですけれども、それに同封いたします小さな小冊子を同封させていただいております。そういったもの、あるいは介護認定申請の御相談に来られたときに、制度を説明した30ページほどの冊子を用意させてもらっているんですけれども、そういったものの経費等に充てさせていただいているところでございます。

また、私どもが発行いたします広報におきましても、制度の普及には努めさせていただいているところでございます。この49万4,000円の増額でございますけれども、こちらのほうにつきましては、介護認定の御相談をされる方がふえるということも想定されますし、それから広報の配布部数も例年少しずつですけれども、ふえているという状況の中で、増額のほうを上程させていただいたところでございます。議員おっしゃられるように、もっと介護保険について皆さんに知っていただくということに努めなさいということでございますけれども、こちらにつきましては、おっしゃるとおりでございますので、さまざまところを通じまして、介護保険の制度のPRに努めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（宮木健 議員）

宮崎議員。

○宮崎勝郎 議員

前向きの答弁ありがとうございました。

続いて、61ページに上がっております地域支援事業費の2目の一般介護予防事業費の中で、これ9,396万7,000円ということで、昨年比で1,500万円ほど上げておりますけれども、我々も両市ともども、そういう介護予防事業をやられていると

いうふうに認識しておりますけれども、今後のこの伸びがこれだけございます。そういう中で、今後さらにどのように取り組んでいくのか、お聞かせ願いたいなと。

○議長（宮木健 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（山中辰弥 君）

ただいまの御質疑に対しまして、御説明申し上げます。

介護予防事業費のうち、一般介護予防事業費につきましては、9,300万円の予算を計上させていただいております、うち主なものとしましては、介護予防普及啓発事業費のほうは8,800万円と大部分となっております。そちらにつきましても、鈴鹿市におきまして5,600万円、亀山市さんのほうにおきまして2,900万円、3,000万円ほどの執行を予定しております、今まで続けてきていただいております予防事業について、さらにPDCA、よいところと悪いところと見きわめつつ、前向いて進めていただきまして、また平成29年度に国のほうから示されました平成30年度以降につきましては、交付金のほうにもインセンティブを図っていくということで、第7期中につきましては、まだ交付金額はどのくらいということではないんですけれども、そういった部分というのが、やがて各保険者のほうにも大きな金額の比重となってやってまいる時代が来ようかと思っております。そういった給付費の動向というものも一方で眺めながら、一般介護予防、旧で言うところの総合事業に移転しました二次予防につきましても、いろいろと構成市さんのほうの地域資源であったりとか、福祉政策のほうと見きわめていただきつつ、有効な利用をしていただければというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（宮木健 議員）

宮崎議員。

○宮崎勝郎 議員

いろいろ申し上げましたが、私も後期高齢者の一員になりましたので、またいつお世話になるかもわかりませんので、よろしくお願ひしたいと思っております。終わ

ります。ありがとうございました。

○議長（宮木健 議員）

宮崎議員の質疑を終わります。

他に。

船間議員。

○船間涼子 議員

船間です。宮崎議員の先ほどもの中で、一定重なる部分がありますので、ここでお尋ねいたします。

施政方針の中に、消費者行政としてはがきによる架空請求についてなんですけれども、もう少し詳しくお願いいたしたいと思います。

本当に今、複数の多くの方からそういった被害、またはがきが届いたからどうしようということで、相談のほうも殺到しているような状態じゃないかなということ懸念しております。相談内容の詳しい点と、またその対応について具体的にお尋ねいたします。

○議長（宮木健 議員）

消費生活センター所長。

○総務課副参事兼鈴鹿亀山消費生活センター所長（中川勝規 君）

議員の御質問にお答えいたします。

おっしゃられたとおり、架空請求のはがき、多数ございます。今年度の2月末現在なんですけれども、主に架空請求による相談という分類なんですけれども、323件ということで、これは昨年度比率で見ますと6倍です。特に50歳以上の女性の方を狙い撃ちにして、架空請求のはがきを送りつけております。財産を差し押さえます。あるいは裁判にしますということで、連絡をくださいというはがきが多数寄せられております。こちらにつきましては、鈴鹿市、亀山市の両市の広報にも掲載させていただいております。それから広域連合の広報にも、それから広域連合のホームページ、それから鈴鹿市、亀山市の防犯メールにつきましても、今年度は既に3回防犯メールを送信させていただいております。引き続き、予防に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（宮木健 議員）

船間議員。

○船間涼子 議員

ありがとうございます。実際に相談に行かれる方もあると思います。またお電話の方もあると思いますが、そちらへの対応というか、本当に来てよかった、相談して安心できたというような事例というか、また反対の相談はしたものの、もうどうしたらいいんだという、そのままという両極端あると思うんですが、そちらの声なども、もしわかりましたら教えてください。

○議長（宮木健 議員）

消費生活センター所長。

○総務課副参事兼鈴鹿亀山消費生活センター所長（中川勝規 君）

議員の御質問にお答えさせていただきます。

確かにこのはがきというのは、初めて来られるとやはり不安になるものだと思います。ですから人によっては、程度はあるんですけども、新聞等で御存じの方は、こんなはがきが来たんですけども、これはほっといて大丈夫ですねという、軽く相談に来られる方もみえます。一方では、初めて目にする方、特に50代以上の女性の方を狙い撃ちですので、70代、80代の高齢の女性の方ですと、やはりひとり暮らしですと、かなり不安です。本当かどうかということで、真剣に悩んでみえますので、そのあたりは、相談員のほうも丁寧に御説明させていただきました。これはあなただけのはがきではございませんと、これは世間一般に大量に出回っているはがきの一つですので、どうぞ御心配なく、無視してくださいというふうに御説明はさせていただいております。被害に遭われた方につきましては、即警察のほうに御案内させていただいております。ことしの3月、今月、新聞のほうで報道等もなされております。これははがきではございませんけれども、はがきと同時にメールのほうもたくさん出ております。3月、鈴鹿市では、30代の男性が15万円、同じく3月には、鈴鹿市の40代の男性が95万3,000円をだましとられております。こういったことで、はがき、メールに関しては、これからも周

知、広報等、あるいはメールの防犯メール等で積極的に予防に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（宮木健 議員）

船間議員。

○船間涼子 議員

ありがとうございます。

昨年度と比べて6倍ということですので、本当に繰り返しても繰り返してもなかなか根絶、ゼロ近くになるのが難しいのかなと思いますが、ぜひともこの件を、また実施して取り組んでいただきたいと思います。お願いいたします。ありがとうございます。

○議長（宮木健 議員）

船間議員の質疑を終わります。

議案質疑でございますので、質疑に当たっては、自己の意見を述べることなく、また質疑の範囲が議題外にわたることのないよう、特に改めてお願い申し上げます。

他にございますでしょうか。

今岡議員。

○今岡翔平 議員

質疑させていただきます。

議案第4号の介護保険事業特別会計予算に関するところで、歳入の41ページのところなんですけれども、現年度分特別徴収保険料というところで、徴収率なんかがあって、これ算出されていると思うんですけれども、この保険料、徴収率何%で算出されているか、まずお伺いいたします。

○議長（宮木健 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（山中辰弥 君）

平成30年度予算の歳入におきます介護保険料収入につきましては、現年度分トータルで98.3%ということで予定させていただいております。

以上です。

○議長（宮木健 議員）

今岡議員。

○今岡翔平 議員

多分全員から徴収できたら100%というのは当たり前の話だと思うんですが、そうではなくて、少し数字が減っているという要因というのは、どういうものがあるというふうに想定されていますか。

○議長（宮木健 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（山中辰弥 君）

特別徴収へ移行する前に、65歳になられてから半年ないし1年ほどの間は、システム上、どうしても普通徴収の期間が発生しておりまして、その普通徴収の期間において滞納が発生しておると。その滞納の原因でございますけれども、多くはその短い期間ではございますけれども、お亡くなりになったりとか、転出というやむを得ない事由もある反面、制度についての御理解がいただけなくて、わかってはいるけれども、もう納めないよという方もみえると。そういった方たちが保険者としては、極力減らしていく努力もさせていただくものの、予定保険料としては、3カ年の財政運営、安定をさせていただかなければならないという事情もありますので、100%ではなく、現実に徴収させていただく予定保険料率というのを見きわめさせていただいているというところでございます。

以上でございます。

○議長（宮木健 議員）

今岡議員。

○今岡翔平 議員

この徴収率をもし上げるに当たって、広域連合として何か尽くせる手というのは、何があるんでしょうか。

○議長（宮木健 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（山中辰弥 君）

もちろん、まずは、制度に対しての御理解を進めさせていただくこと、先ほど御質問いただきました趣旨普及費を使わせていただきまして、広報、あるいは65歳になられたとき、あるいは実際に認定申請を出されたとき等々を捕まえて、少しでもこういった保険料については、こういうふうな重要な役割をあるんだということを周知させていただくのがまず第1と。

第2点目としましては、こちらの説明もさせていただきつつ、滞納整理のほうですね、実際に資力もあり、保険料を支払う能力があるけれども、払わないという方に対しては、一定の滞納整理を進めさせていただいているところですけども、そちらについても区別なく進めさせていただくことが肝要かと思います。

以上でございます。

○議長（宮木健 議員）

今岡議員。

○今岡翔平 議員

先ほどお伺いした徴収率なんですけれども、これは例年に比べて、高いとか低いとか、数字なのであると思うんですけれども、どのような数字というふうに見られていますか。

○議長（宮木健 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（山中辰弥 君）

ちなみに、この7期に介護保険料を設定させていただくときの予定保険料、収

納率ですけれども、98.6%で設定させていただいておるところです。また、平成29年度、本年度の決算はもうしばらく先になりますけれども、収納率ですけれども、およそ98.9%程度になろうかと予測しております。ですので、今、平成30年度予算のほうで、98.3%ということで予算編成時、今、12月から1月にかけての策定のタイミングでは、こちらの数字で出させていただきましたけれども、現実の徴収率としますと、ほぼ99%に近い数字になろうかと思えます。

以上でございます。

○議長（宮木健 議員）

今岡議員。

○今岡翔平 議員

連合長に考え方を伺いたいんですけども、この徴収率…。

○議長（宮木健 議員）

今岡議員，質疑ですので。

○今岡翔平 議員

全体の考え方というのは…。

○議長（宮木健 議員）

議案に対しての質疑。

○今岡翔平 議員

でも数字を設定して出しているわけですよね。

○議長（宮木健 議員）

議案に対しての質疑をお願いします。

○今岡翔平 議員

わかりました。

じゃあ、次の施政方針のほうを見たいと思うんですけども、介護保険料につ

いては、以上で。

ちょっと逆説的な質問になると思うんですけども、施政方針の中にある裏側なんですけれども、一方で、平成30年度より新たに居宅介護支援事業者の指定権限が三重県より広域連合に移譲されることから、事業所の指導監督業務に適切に対応してまいりますということで、県の事業が新たに広域連合に移譲されるということなんですけれども、この新たに広域連合としてやっていきますよという部分の予算というのは、この居宅介護支援事業者の指定についての予算というのは、どのあたりに反映されていますか。

○議長（宮木健 議員）

事務局長。

○事務局長（市川俊彦君）

今岡議員の御質疑に御説明を申し上げます。

特に、新たな事業を起こして、予算をそれに充てるということはいたしておりません。ただ、事務量が大幅にふえることが予想されますので、人員配置につきまして見直しを行いまして、人員の強化を図っておるところでございます。予算的なことを申しますと、強いて言えば、人件費をそちらのほうに多く配分をさせていただいておるところでございます。

以上でございます。

○議長（宮木健 議員）

今岡議員の質疑を終了いたします。

他にございませんでしょうか。

ここで一旦休憩をとりたいと思います。再開は13時とさせていただきます。

午前11時35分 休 憩

---

午後00時57分 再 開

○議長（宮木健 議員）

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程により議事を進行します。

通告された議員のほかに、質疑のある方は挙手をお願いいたします。  
質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮木健 議員）

質疑なしと認めます。  
それでは、これより討論に入ります。  
討論はございませんか。  
橋詰議員。

○橋詰圭一 議員

橋詰です。日本共産党鈴鹿市議団と亀山市議団が合同で、2月15日に広域連合議長に介護保険料基準額についての申し入れを行いました。その立場で、私は議案第4号 平成30年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別会計、並びに議案第6号 鈴鹿亀山地区広域連合介護保険条例の一部改正について、反対の立場で討論に参加します。

介護保険事業で、市民の一番の関心事は、4月から介護保険が上がるかどうかということだと思えます。全国各地の値上げがマスコミでも報道されています。介護保険料は、値上げしなくてもいいなら、値上げしないほうがいいに決まっています。今回、第7期介護保険料基準額で年額にして、1,090円の値上げ予算と、その改定の条例が提案されています。しかし、鈴鹿亀山地区広域連合の値上げは避けられないのでしょうか。私は、その反対だと思えます。先ほど服部議員が、介護給付準備基金について質疑を行いました。その中で、6期末の基金残高が13億7,600万円、そのうち7億円を取り崩して保険料を算定とのことでした。昨年7月に厚生労働省介護保険課が第7期介護保険料算定に当たっての考え方を示しています。その一部を述べます。

介護給付費準備基金の取り崩しについて、介護保険制度において、計画期間内に必要となる保険料については、各計画期間における保険料で賄うことを原則としていることから計画期間の終了時の介護給付費準備基金の剰余額は、次期計画期間に繰り入れとして繰り入れ、保険料上昇抑制に充てることが一つの考えである。言うまでもなく、介護給付費準備基金の適正な水準は、保険者が決定するも

のであるが、各保険者におかれては、上記の考えに基づき、その適正な取り崩しを含め、検討していただきたいというふうな考え方の原則が示されています。介護保険料は計画期間内に保険料を賄うことを原則としていることから、計画期間終了時の基金の剰余金は、次期計画に繰り入れとして繰り入れるというのが原則として述べられています。

今回7億円の繰り入れということですが、私、計算してみますと、9億1,000万円繰り入れると、保険料値上げを据え置くことができます。また10億円繰り入れると、被保険者1人、年間1,568円の引き下げができます。それでもなお4億円近い基金が残ります。全て取り崩せとは申しません。9億円から10億円の取り崩しで、保険料を据え置き、または引き下げを求めて、4号議案、並びに6号議案に反対を表明して、討論としたいと思います。議員皆さんの御賛同をよろしくお願いいたします。

**○議長（宮木健 議員）**

ほかに討論のある方は、挙手をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宮木健 議員）**

討論なしのようですので、ほかに討論がございませんので、これにて、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

まず、議案第1号 平成29年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

**○議長（宮木健 議員）**

挙手全員でございます。

したがいまして、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号 平成29年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別会計補

正予算（第3号）を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○議長（宮木健 議員）

挙手全員でございます。

したがいまして、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号 平成30年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計予算を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○議長（宮木健 議員）

挙手全員でございます。

したがいまして、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 平成30年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別会計予算を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○議長（宮木健 議員）

挙手多数でございます。

したがいまして、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号 鈴鹿亀山地区広域連合指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（宮木健 議員）

挙手全員でございます。

したがいまして、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号 鈴鹿亀山地区広域連合介護保険条例の一部改正について採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○議長（宮木健 議員）

挙手多数でございます。

したがいまして、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号 鈴鹿亀山地区広域連合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○議長（宮木健 議員）

挙手全員でございます。

したがいまして、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号 鈴鹿亀山地区広域連合指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○議長（宮木健 議員）

挙手全員でございます。

したがいまして、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号 鈴鹿亀山地区広域連合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○議長（宮木健 議員）

挙手全員でございます。

したがいまして、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

○議長（宮木健 議員）

次に、日程第5、請願第1号 第7期介護保険料の基準額の引き下げを求める請願ではございますが、本請願の内容は、第7期介護保険の事業計画では、介護保険料の基準額の算定に当たり、10億円の繰り入れを行い、保険料の引き下げを行ってほしいとの内容でございますが、保険料の基準額を6万9,380円とする議案第6号が可決されましたので、請願にある基準額を引き下げるという願意は達成できないため、請願第1号については、みなし不採択といたします。

次に、日程第6、一般質問を行います。

一般質問の通告者は1人でございます。

通告以外の事項を追加しないように、また一問一答方式で、質問時間は答弁を含め30分以内ですので、厳守していただきますようお願いいたします。

なお、再質問の場合は、要点のみ、簡潔に述べられるよう、特にお願いいたします。

それでは、質問を許します。

服部議員。

○服部孝規 議員

それでは、第7期の介護保険事業計画の中から基盤整備についてを、サービス提供基盤の整備という問題について、質問をいたします。

まず、今回の基盤整備、地域密着型サービスの整備計画、施設居住系サービス

の整備計画というのが上がっておりますので、それについての御説明をお願いしたいと思います。

○議長（宮木健 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（山中辰弥 君）

地域密着型サービスの整備計画につきましての御質問につきまして、答弁申し上げます。

第7期におきましては、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、並びに看護小規模多機能型居宅介護につきましてを鈴鹿亀山5圏域の中で西部圏域を除く4圏域にそれぞれ2施設、合計4施設の整備計画を予定してございます。こちらにつきましては、6期計画の進捗等々の経過も踏まえた上での計画とさせていただいており、去る3月15日の策定部会のほうでも承認を賜った内容となっております。

以上でございます。

○議長（宮木健 議員）

服部議員。

○服部孝規 議員

今、説明をいただいて、6期を踏まえてということで、説明をされました。6期を踏まえられた結果、これならできるという見通しが立ったという理解でよろしいか。

○議長（宮木健 議員）

事務局長。

○事務局長（市川俊彦君）

服部議員の御質問に答弁をさせていただきます。

6期におきましては、計画どおりの整備はできませんでした。この7期の策定に当たりまして、昨年、本圏域内で介護事業をされていらっしゃる事業者の方に、この看護小規模多機能居宅介護及び随時対応型訪問介護看護のサービスの参入意

向があるかどうかということをお尋ねいたしました。その結果、定期巡回・随時対応型訪問介護看護では、「参入予定あり」が3法人、「検討中」が7法人、看護小規模多機能型居宅介護では、同じく「参入予定あり」が1法人、「検討中」が4法人というお答えでございました。これらを踏まえ、また、6期の結果も踏まえて、計画のほうを策定をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（宮木健 議員）

服部議員。

○服部孝規 議員

もう1点、施設居住系サービスのところでも30床の介護老人福祉施設というのが、これについての意向調査はどうですか。

○議長（宮木健 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（山中辰弥 君）

意向調査につきましては、地域密着型サービス基盤についてを中心にさせていただいております。特別養護老人ホームにつきましては、もとのデータとしましては、県が平成28年度に実施されました特別養護老人ホームの入所待機者の、いわゆる名寄せ調査という数字をもとにさせていただいておりますのと、あと、策定に当たります前に、一昨年、2月、3月に実施させていただきました管内の被保険者、サービス利用者へのアンケート調査をもとにさせていただいた数字でございまして、その結果、入所者の数というのは、無論一定数ございます中で、名寄せ調査のほうで、亀山圏域のほうで約30、鈴鹿管内のほうで、約80という数字が上がってございました。これ、平成28年9月の数字でございます。その後、平成29年4月に、鈴鹿圏域において、20床の増床と5月に80床の新規の特養のオープンがありましたことから、名目上100という数字が出てございます。そういったこととあわせて、特養につきましては県の追跡調査で出てきました平成29年9月の数字等々を勘案させていただいて30床という数字を原案として提案させていただいたところ、策定部会のほうでも、これでいいだろうということでした。

そのほうでも、西部のほうで数が少ないのではないかという意見もいただきながらも、保険者としては、保険料との兼ね合いも含めて、こちらのほうで計画を策定してまいったということでございます。

以上でございます。

○議長（宮木健 議員）

服部議員。

○服部孝規 議員

確かにこういう基盤整備というのは、市民の要望もありますし、必要な事業だと思います。ただ、先ほどの基金の問題でも議論しましたように、結局これが本当にできていかないと、結局基金に執行残として残っていくという、6期と同じような状況が起こり得るということで、私はあえてこの問題を聞かせてもらいました。その中で、定期巡回と、それから短期については、これについては意向調査をされて、いわゆる手を挙げられる法人が幾つかみえるというような、それから検討されているところも幾つかあるという、そういうはっきりしたんですけれども、特にこの30床未満の特別養護老人ホーム、私も実際にある地域密着型の施設を知っていますけれども、本当に経営が大変ということを言われます。当時、これを広域連合が応募をかけたときに、たしか50床以上持ってみえる介護施設の方から29床でとてもじゃないが経営が成り立たないよと、私はよう手を挙げらんよという話を私、聞いたんです。確かにそれから以降、29床の特養の話も聞いていますけれども、やっぱり経営が本当に大変らしいです。だからやっぱりここが本当に要望があるから上げるというだけじゃなくして、事業者が結局これは市がやるとか、広域がやるとかじゃなくして、民間の業者が手を挙げていただかないことには、この整備が進まないという問題がありますので、ここははっきりと意向調査なりなんなりした上で、やっぱり上げるべきではなかったのかなというふうに思うんですけれども、その点はいかがですか。

○議長（宮木健 議員）

介護保険課長。

## ○介護保険課長（山中辰弥 君）

先ほどの服部議員さんの御質問について、御答弁申し上げます。

重々そのとおりであると思います。介護サービス事業者につきましても、まずは経営というものが成り立つ上での事業ということであるということも存じております。直近、平成28年度の経営実態調査というのがございまして、そちらのほうで各サービス業種ごとの収支差率というのが明らかになっているところなんですけれども、先ほど申しあげました地域密着型の定期巡回であったりとか、看護小規模多機能型居宅介護看護につきましても、前6期策定のときの収支差率がかなり低い水準であったのが、平成26年度、27年度の報酬改定、あるいは医療介護総合確保推進法の後押し等がございまして、一定の収支差率の改善が見られたところでございます。

また、一方で、先ほどおっしゃられました特別養護老人ホームですけれども、こちらのほうについては、高い水準とまでは申しませんが、プラスの収支差率を維持されているという状況でもございます。

あと、今回整備させていただきます30床ですけれども、いわゆる29床未満の地域密着型の特養、小規模型の特別養護老人ホームではなくて、広域型と言われる被保険者が、その圏域を越えて入所できるというタイプの広域型のほうでの特養整備ということでございまして、30という数字はいわゆる増床という形になるかと思っております。経営につきましても、今後市の補助金等々の手当等も見守りながら、安定的な経営に対して、私どもでもできることはサポートさせていただけたらと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

## ○議長（宮木健 議員）

服部議員。

## ○服部孝規 議員

ぜひ、これ6期でうまく整備ができなくて、また7期で上げられた。それがなかなか難しいということであれば、やっぱり最後に言われたように、本当に広域なり、市段階でやっぱり何とかこれを整備するための誘導策というのか、補助金とかなんとかそういうことも考えていただいて何とかこれを整備ができるように、やっぱりそういうことも考えてやっていただく必要があるのではないかと。ただ、ここへ上げて、要するに事業者の手を挙がるのを待っているだけでは私は進まな

いだらうと思う。だから、そういうことも含めて、やっぱりこれをやるということ  
とをぜひ考えていただきたい。そのことだけ申し上げて終わります。

○議長（宮木健 議員）

これにて、一般質問を終結いたします。

○議長（宮木健 議員）

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、本日の会議を閉じ、平成30年3月鈴鹿亀山地区広域連合議  
会定例会を閉会いたします。

午後01時18分 閉 会

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

平成30年3月29日

鈴鹿亀山地区広域連合議会議長 宮 木 健

議員（4番） 今 岡 翔 平

議員（8番） 宮 崎 勝 郎